

第36号議案

「第18回NECチャリティーコンサート」の後援名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日

提出者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

H30年 8月 21日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 日本電気株式会社
 住所 (所在地) 港区芝5-7-1 NEC本社ビル
 代表者名 (ふりがな) しきもり あ 飾森 亜樹子
 代表者連絡先 (事務担当者) コーポレートコミュニケーション部
 エンゲージメント推進室
 松下 直子
 TEL: 03-3798-9555



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	第18回 NECチャリティーコンサート		
実施期間	H31年 1月 27日 (日) から H31年 1月 27日 (日) まで (1日間)		
実施場所	文京シビックホール (大ホール)		
事業内容	目的※	NECは社会貢献活動の一環として、NECグループ社員によって構成するNEC玉川吹奏楽団が出演し「第18回NECチャリティーコンサート」を開催。音楽を通じて豊かな心をはぐくむ一助となるほか、チャリティーによる社会福祉への意識の向上に貢献。教育委員会と連携させていただき、幅広く周知いただくことで、文京区内の児童・生徒へ文化に触れる機会を増やしたい。	
	内容	NEC玉川吹奏楽団の演奏により、社会的課題解決を行うNPO団体への寄付を募るチャリティーコンサートである。今回のチャリティーの寄付先は、東日本大震災での被災等で経済的困難を抱える子どもたちに対し、教育格差を解消するための活動を行っている「チャンス・フォー・チルドレン」とする。	
	対象者	WEB等で事前公募した一般来場者 (参加予定人員1500名のうち、文京区民：100組200名)	
	参加費	入場無料	
他団体の共催、後援等(申請中、承認済の別)	後援 (予定) : 文京区、文京区社会福祉協議会、文京アカデミー 運営協力: パイオニア株式会社、NECネットエスアイ株式会社		
備考	聴覚障がい、視覚障がいをお持ちの方への対応あり (手話通訳、点字パンフレットなど)		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <u>同意する</u> ・ 同意しない			

第18回「NECチャリティコンサート」 企画書（案）

2018.8.20

NEC玉川吹奏楽団

1. 実施概要

①実施主旨：

本コンサートは、NECおよびグループ会社社員によって構成するNEC玉川吹奏楽団が出演し、NECグループの東北復興支援活動を支援する「NEC「TOMONI」プロジェクト」の一環として、NECの社会貢献活動を一般の方並びに弊社のお客様へ広く訴求するべく実施する。
ご観覧の皆様には、趣旨にご賛同の上、チャリティ募金にご協力いただくイベントとなっており、本年のチャリティ募金は、東日本大震災での被災等で経済的困難を抱える子供たちに対し、教育格差を解消するための活動を行っている「公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン」に寄付する。
また、聴覚に障がいをお持ちの方にも音楽を楽しんでいただけるよう、パイオニア（株）様にご協力いただきボディーソニック（体感音響システム）を設置した座席を用意し、手話通訳も行う。さらに視覚に障がいをお持ちの方へは、点字プログラムを用意するなどユニバーサルなコンサートを開催する。

②公演名：第18回 NECチャリティコンサート ～（案）子どもたちの未来と被災地復興のために～
（寄付先が昨年と同様であることから、サブタイトル（案）は、継続性をもたせて同一とする。）

③開催日：2019年1月27日（日）開場 12:50/開演 13:30～ 終演予定 15:30

完全撤収 17:00

④会場：文京シビックホール（アクセス：東京メトロ丸ノ内線・南北線 後樂園駅直結）

東京都文京区春日 1-16-21 / 電話：03-5803-1100

※<http://bunkycivichall.jp/access>

⑤主催：NEC（事務局：コーポレートコミュニケーション部 エンゲージメント推進室）

⑥後援（予定）：文京区、文京区教育委員会、文京区社会福祉協議会、（公財）文京アカデミー

⑦運営協力：パイオニア株式会社、NEC ネットズエスアイ株式会社

⑧出演：NEC玉川吹奏楽団 指揮：稲垣征夫（NEC玉川吹奏楽団、音楽監督・常任指揮者）
司会 茂木亜希子 ※手話通訳あり

⑨曲目：未定

⑩募金方法：当日会場に募金箱を設置し、公演前・休憩中などに募金活動を実施する。

⑪寄付先：公益社団法人「チャンス・フォー・チルドレン」（<http://cfc.or.jp/>）。

※東日本大震災での被災等で経済的困難を抱える子どもたちに対し、教育格差を解消するための活動を行っている「チャンス・フォー・チルドレン」は、被災によって、経済的困難に陥った子どもたちに対して、地域の学習塾や習い事などで利用できる「学校外教育パウチャー（クーポン）」を提供し、教育の機会を保障していきこうという活動を行っている。

⑫来場者（観覧予定者）：1,500名（目標）〈うち、文京区民：100組 200名〉

【座席数 1802席】 ※招待カード（ハガキ1枚で2名様ご招待）

※尚、営業招待者、役員・他招待者等の座席指定券をお持ちの方は、直接入場口をご案内する。

事業予算書

事業名第18回 NECチャリティーコンサート

団体名日本電気株式会社

収 入	単 位 : 円	支 出	単 位 : 円
チャリティーコンサート 実施費用	2,000,000	ホール費用 付帯費用 印刷物 (プログラムなど) 印刷物 (当選はがき) 写真撮影 出演料 音楽著作権料 その他諸経費 運営マネジメント料	439,000 140,000 400,000 300,000 15,000 55,000 10,000 341,000 300,000
計	2,000,000	計	2,000,000

2018年 8月 21日

(備 考)

NEC役員名簿

取締役

氏名	役職
遠藤 信博 (えんどう のぶひろ)*1	代表取締役 会長
新野 隆 (にいの たかし)*1	代表取締役 執行役員社長 兼 CEO (チーフエグゼクティブオフィサー)
森田 隆之 (もりた たかゆき)*1	代表取締役 執行役員副社長 兼 CFO (チーフフィナンシャルオフィサー)
石黒 憲彦 (いしぐろ のりひこ)*1	取締役 執行役員副社長
江村 克己 (えむら かつみ)*1	取締役 執行役員常務 兼 CTO (チーフテクノロジーオフィサー)
松倉 肇 (まつくら はじめ)*1	取締役 執行役員常務 兼 CSO(チーフストラテジーオフィサー) 兼 CHRO(チーフヒューマンリソースズオフィサー)
國部 毅 (くにべ たけし)*2	取締役
	(株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役 執行役員社長(代表執行役) グループCEO)
岡 素之 (おか もとゆき)*2	取締役
	(住友商事株式会社名誉顧問)
野路 國夫 (のじくにお)*2	取締役
	(株式会社小松製作所取締役会長)
瀬戸 薫 (せと かおる)*2	取締役
	(ヤマトホールディングス株式会社特別顧問)
伊岐 典子 (いき のりこ)*2	取締役
	(公益財団法人21世紀職業財団会長)

*1 執行役員を兼務

*2 國部 毅、岡 素之、野路 國夫、瀬戸 薫および伊岐 典子の5氏は、社外取締役です。

2018年6月28日現在

日本電気株式会社定款

制定 明治 32 年 7 月 17 日
最近の改正 平成 29 年 10 月 1 日

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 本公司は、日本電気株式会社と称し、英文では、NEC Corporation と表示する。

(目的)

第 2 条 本公司は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 電気通信機械器具、コンピュータその他の電子応用機械器具、電気機械器具その他電気に関する一切の機械器具、装置及びシステムの製造及び販売その他の処分
2. 原子力機械器具、航空機械器具、医療機械器具、計測器その他前号に定めたもの以外の一切の機械器具、装置及びシステムの製造及び販売その他の処分
3. 電子管、半導体素子、集積回路その他の前号に定めた機械器具及び装置に使用される部品及び材料の製造及び販売その他の処分
4. 情報通信サービス、情報提供サービスその他情報サービスの提供
5. インターネット等のネットワークを利用した通信販売業、旅行業、損害保険代理業、生命保険募集業、放送業及び著作権業
6. 建設工事の請負
7. 前各号に定めた業務の製造、処理、遂行に必要な一切の行為
8. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資

(本店の所在地)

第 3 条 本公司は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 本公司は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 本公司の発行可能株式総数は、7 億 5,000 万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 本公司の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 7 条 単元未満株主は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となるべき数の株式を自己に売却すべきことを本公司に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第 8 条 本公司の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 前条に規定する単元未満株式の売渡を請求する権利

(株式その他の取扱規則)

第 9 条 法令の定めによる株主の請求及び通知並びに株式に関する手続及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

② 会社書類の閲覧、購写並びに原本、抄本の交付に関する手続及び手数料は、取締役会において定める取扱規則による。

(公告方法)

(株主名簿管理人)

第 11 条

本会社は、株式について株主名簿管理人を置く。

- 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条

定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。

- 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて、取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条

本会社の定時株主総会に関する議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(参考書類等のインターネット開示)

第 14 条

本会社は、法令の定めるところに従い、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。

(議長)

第 15 条

株主総会の議長は、取締役会で定めた代表取締役がこれに当り、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の代表取締役がこれに当る。

(決議要件)

第 16 条

株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。

- 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数によりこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条

株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとにその開会前に本会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条

本会社に取締役20名以内を置く。

(選任決議)

第 19 条

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。

- 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条

取締役の任期は、選任後1年以内を終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終の時に満了する。

(代表取締役)

第 21 条

本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

(取締役会)

第 22 条

取締役会は、法令及び本定款の定めに従い、本会社の業務の執行を決定する。

- ② 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
- ③ 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を要するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

④ 本会社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電子的記録により同意の意思を表示し、監査役が異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 23 条

取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によりこれを定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 24 条

本会社は、社外取締役との間で、会社法第425条第1項の責任について、当該取締役が職務を執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円以上であらかじめ定められた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 25 条

本会社に監査役5名以内を置く。

(選任決議)

第 26 条

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれをを行う。

(任期)

第 27 条

監査役の任期は、選任後4年以内を終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会最終の期に満了する。

第 28 条

監査役会は、その決議により常勤の監査役を定める。

(監査役会)

第 29 条

監査役会は、法令及び本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

- ② 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。
- ③ 監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を要するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(報酬等)

第 30 条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 31 条

本会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円以上であらかじめ定められた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 32 条

本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 33 条

本会社は、剰余金の配当、自己の株式の取得その他の会社法第459条第1項各号の事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(常勤監査役)

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条

本公司が事業年度末の剰余金の配当を定めるときは、毎年3月31日とする。

② 本公司が事業年度の中間における剰余金の配当を定めるときは、毎年9月30日とする。

(除斥期間)

第 35 条

剰余金の配当が支払開始の日から満9年を経過してなお受領されないときは、本公司はその支払の義務を免れる。